



慢性の痛み対策の推進

- ▶ 全人口の20%が有しているとされる慢性の痛みについては、本人のQOLの向上のため取組を推進することが極めて重要であることから、一層の支援を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業の地域定着

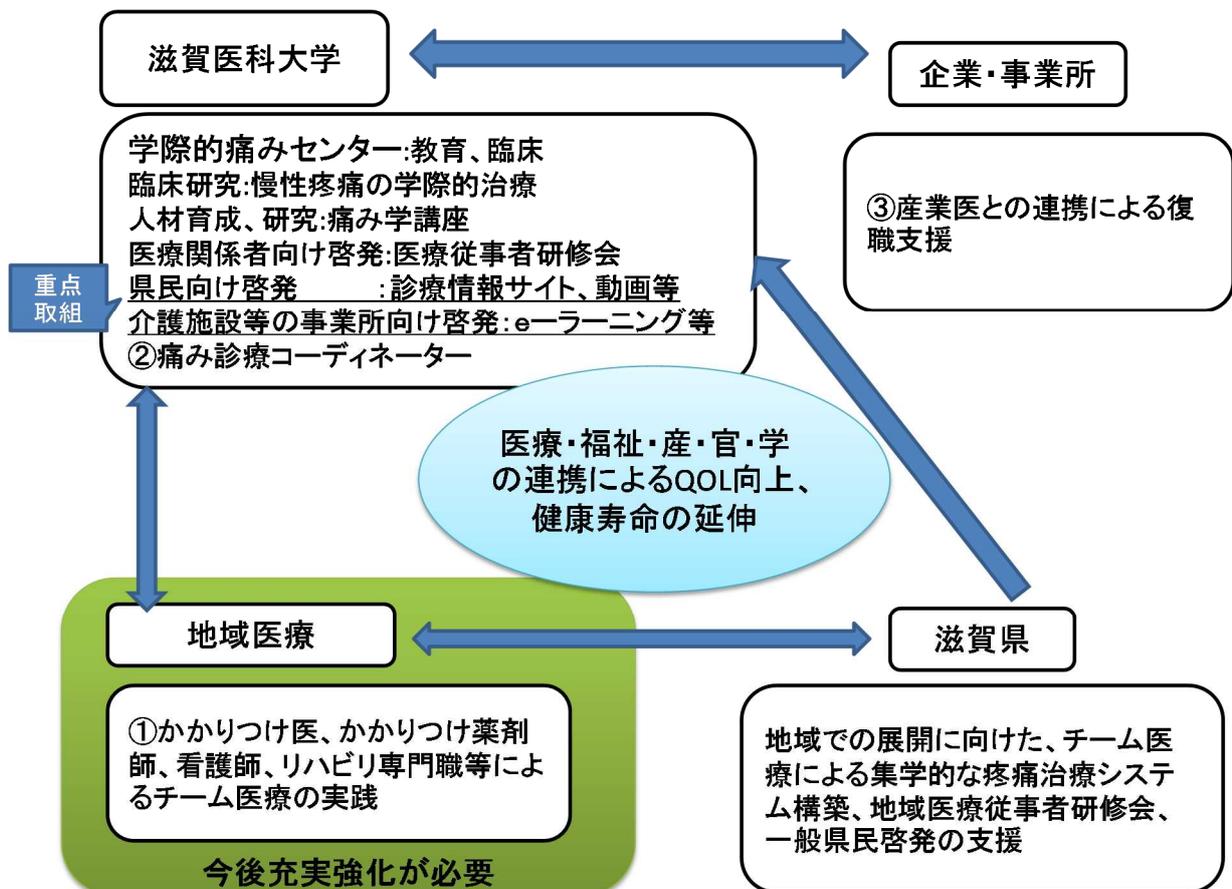
- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくり
- 「慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業」について、地域医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援

2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、診療連携体制の拠点である「痛みセンター」を中心に、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が必要。
- 慢性の痛みの予防、重症化防止、円滑な就労支援のためには、社会福祉施設等の産業保健スタッフ、管理職、社員の理解を深めるための啓発活動が必要。
- モデル事業の成果として「痛みセンター」と開業医、心療内科のネットワークが構築され、疼痛治療に関わる各医療機関の役割分担が明確になることで集学的治療の取組が進んできたが、在宅医療を含めた医療機関の連携をさらに広める必要がある。
- 例えば滋賀医科大学医学部附属病院では、コロナ禍の影響により受診増となっている精神科等から「痛みセンター」へ紹介される患者が増えており、慢性疼痛に関し、一般診療科から「痛みセンター」へ適切に連携できるためのさらなる体制構築が必要である。
- 一方、「痛みセンター」の設置に必要な器質的な医療の専門医、精神心理の診療の専門家、診療・評価・治療を補助するスタッフ等の配置に係る全ての経費を診療費で賄うことが難しい状況である。このため、「痛みセンター」での診療について、必要なスタッフの配置を含めた診療報酬の加算対象とする等、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくりが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されている。令和元年度からは滋賀医科大学医学部附属病院ペインクリニック科 福井聖病院教授が「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」(近畿地区)の代表者として、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」には平成29年度から参加
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①地域医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援、④eラーニング等で介護施設等の事業所に対する啓発、⑤診療情報や動画等、Webでの県民等へ啓発に取り組んでいる。
- 本県では滋賀医科大学の「痛みセンター」が有効活用されるよう地域医療総合確保基金を活用し、滋賀医科大学に対して補助事業を実施している。
- しかし、「痛みセンター」運営は経費的に不安定であり、将来に渡り、必要なスタッフを安定的に雇用できるようにするためには診療報酬加算等の仕組みが必要。



担当：健康医療福祉部健康寿命推進課難病・小児疾病係
TEL 077-528-3547